

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 アクティオ株式会社
商工農水部商業勤労課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成24年12月19日から平成25年1月16日まで
- 4 監査期間 平成25年1月17日
- 5 監査対象年度 平成23年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者であるアクティオ株式会社に対して、公の施設の管理運営に係る平成23年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。
また、所管所属である商工農水部商業勤労課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	アクティオ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 植村 敏明
住 所	東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市勤労者・市民交流センター	
所 在 地	四日市市日永東一丁目2番25号	設置年月：平成21年4月
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日	
指定管理料	38,900,000円（平成23年度）	
指定管理に係る収支状況	収 入	50,005,979円
	支 出	47,441,481円
	収 支	2,564,498円
利 用 実 績	年間利用者数（貸館利用者） 平成21年度 87,678人 平成22年度 89,579人（前年度比 1,901人 増） 平成23年度 87,582人（前年度比 1,997人 減）	

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可、入場の制限等に関する事。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付に関する事。
- ウ センターの施設・附属設備等の維持管理に関する事。
- エ その他、センターの運営に関する事。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画(a)	実績額(b)	比較増減(b) - (a)
利用料金収入	9,100,000	9,727,350	627,350
指定管理料	38,900,000	38,900,000	0
自主事業収入	800,000	1,254,800	454,800
その他収入	160,000	123,829	36,171
収入計	48,960,000	50,005,979	1,045,979
人件費	19,440,000	19,701,295	261,295
管理費	21,390,000	19,893,419	1,496,581
消耗品費	730,000	749,502	19,502
印刷製本費	100,000	0	100,000
光熱水費	7,640,000	7,535,417	104,583
修繕料	1,550,000	1,057,925	492,075
通信運搬費	360,000	344,995	15,005
広告料	0	9,600	9,600
保険料	220,000	253,919	33,919
委託料	10,350,000	9,507,685	842,315
賃借料	440,000	434,376	5,624
事業費(〆外事業等)	4,000,000	3,716,767	283,233
一般管理費	4,130,000	4,130,000	0
支出計	48,960,000	47,441,481	1,518,519
収支	0	2,564,498	2,564,498

第3 監査の結果

監査の対象とした四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者：アクティオ株式会社に対する公の施設の管理に係る平成23年度における出納その他の事務の執行状況及び同法人に対する所管所属の指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、是正、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、是正、改善等の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【アクティオ株式会社】

(1) 管理物件について

基本協定書第9条に基づく管理物件（管理施設・管理物品）において、テニスコートに配備されているベンチ及び審判台の劣化が見受けられた。事故防止のため、早急に対応するとともに適切な管理を行うこと。 【是正事項】

【商工農水部商業勤労課】

(1) 貸与備品の管理について

貸与備品について、備品ラベルの貼付漏れや旧備品ラベルが貼付されているもの、また、貸与備品一覧表に記載されていない備品や設置場所が異なっているものが見受けられた。定期的に貸与備品の実査を行い、適切な備品管理を行うこと。併せて、実査を行った記録（日時、対象、数量、特記事項、立会者、所属長の確認印など）を文書にして残すこと。 【是正事項】

2 意見

【アクティオ株式会社】

(1) 貸館稼働率の向上について

多目的ホールや会議室等、貸館として稼働している18施設のうち、稼働率が50%を超えている施設は2施設と極めて低い状況にある。特に北館の講習室は3.2%、料理室は5.8%と異常な率である。市民サービスを向上させ、投資コストに見合った適正かつ効率的な運営のためにも稼働率の向上を図ること。 【改善事項】

(2) 労務管理について

人件費において、実施計画に対して実績額が増加となっている。パートの出勤が減少したことにより職員を増員させたことが要因ではあるが、労務管理上よく調整を行い、人件費削減を図ること。 【改善事項】

(3) 雇用・労働に関する業務について

仕様書に定められている業務の範囲において、雇用・労働に関する業務として「各関係機関と連携し、雇用・労働に関する情報の収集と提供を行うこと」と記載されているが、ポスター掲示のみにとどまっている。雇用・労働に関する視点から事業を実施すること。 【要望事項】

(4) 利用者アンケートについて

平成23年度は利用者アンケートを1回実施しているが、回収数が少ないこともあり、利用者のニーズを把握し今後の管理運営に活かせるよう、アンケートの時期や方法、質問項目など内容を見直すこと。 【改善事項】

【商工農水部商業勤労課】

(1) 運営委員会の設置について

貸館稼働率が極めて低い状況であり、稼働率の改善が急務である。早急に四日市市勤労者・市民交流センター条例第15条に定める運営委員会を設置して、実施事業の内容、稼働率向上の改善策、指定管理者の運営に関する評価などの審議を行うこと。 【改善事項】

(2) 基本協定書に基づく報告等について

基本協定書第16条に基づく現場管理者、主任監督者の報告及び同第18条に基づく業務の再委託についての承諾は、その証拠を文書にして残すこと。 【改善事項】

(3) 業務の履行確認について

ア 協定書及び仕様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、業務内容の確認について定期的に実査を行うとともに、所属長による抜き取り実査により牽制を行い、記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

イ 毎月の事業報告書に基づき、事業や収入・支出の内容について実査を行い、記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

ウ 年度末には、貸与備品の実査を指定管理者に立ち合わせて行い、記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

(4) 団体事務室の収入について

団体事務室の貸館収入は市の歳入として計上し、光熱水費については指定管理者の収入として計上している。協定書及び仕様書に定める指定管理者としての業務の範囲や団体への貸館にかかる収入計上のあり方について整理のうえ、改めること。 【改善事項】

(5) 自主事業費の精算について

自主事業費を指定管理料算定の一つの枠としているのであれば、中止した場合においては、精算するよう検討すること。 【要望事項】

(6) 管理物件について

基本協定書第9条に基づく管理物件（管理施設と管理物品）について、各担当による台帳との数量突合、安全管理、品質、使用状況、事故防止などから実査を徹底すること。また、所属長による現場での抜き取り実査により牽制を行い、記録を文書にして残すこと。

【改善事項】

(7) 職員の研修体制について

業務における専門的知識の向上や指定管理者の財務内容を確認できる職員を育成する研修体制を構築すること。特に簿記、会計知識の取得に努めること。 【要望事項】

(8) 一般管理費の考え方やその妥当性について

一般管理費の算出については、指定管理者本社の決算による売上に対する販売及び一般管理費の比率をベースとしている。本社決算の一般管理比率をベースとする根拠は妥当性に欠ける。事業現場でのコストをすべてカバーした上で、なぜ4,000千円もの費用支払いをするのか、本社役員出張費用等の内訳を明確にさせること。

【改善事項】

(9) 指定管理料について

指定管理者制度は民間事業者等のノウハウの活用により、質の高いサービスの提供を期待するものであるが、当施設は貸館稼働率が極めて低く、日々の業務は休眠状態に近い状況にありながら、多くの利益を計上しているのは異常であり、妥当性に欠ける。根拠が不明確な一般管理費と利益の合計は7,000千円であり、実に収入(50,000千円)の13%以上が、毎年、指定管理者本社の収入となっている。少ないサービスに対して高い維持経費を勘案すると無駄も多く、現状では指定管理料として年額38,900千円は過大と判断する。十分に実態把握を行い、事業のあり方の改善を行うとともに、協定書及び仕様書の内容も十分精査して、「指定管理料を適正な金額」に見直すこと。また、過剰な利益金の県外流出を防止することからも、市内の企業等を早期に育成し、指定管理者を見直すことも良策である。

【改善事項】

(10) 指定管理者に対する指導監督について

事業計画、事業報告の内容精査や日常業務の実査や牽制、精度の高いモニタリングなどを駆使し、当施設をより多くの市民が活用し、より充実したサービスが徹底されるよう、積極的な利用度改善施策の実施や現状にあわせた人員配置、不要経費の削減などによる費用圧縮など、強い指導や要求が必要である。地元企業等への切り替えも想定し、早急に厳しい指導監督を行うよう姿勢を改めること。

【改善事項】